

回覧

町内事業者さまへ

令和7年4月1日より 短期プライムレートの引き上げに伴い、

小値賀町中小企業振興資金の貸付利率が上がります。

小値賀町中小企業振興資金概要

融資対象者	小値賀町に居住し現に事業を行っている者
貸付限度額	1事業者あたり1,500万円
貸付期間	7年以内（設備資金は10年以内）うち据置期間1年以内
貸付利率	1.1% → 1.5% ※令和6年度融資分までは1.1%固定
利子補給	貸付利率のうち1.0%相当、保証料の全額を町から補助

★つまり、令和7年度以降に受ける融資分については事業者様の利子負担分が

0.1%から0.4%に上がることとなります。

小値賀町では、町内の中小企業者が新たに起業する場合や、事業規模を拡大するために必要な資金の融資を受けた場合、その利子補給を行い、信用保証料の全額補助を行っております。

小値賀町産業振興課 商工観光係（0959-56-3111）